

補助金の交付状況に係る調書【令和2年度交付分】

補助金の名称		農業次世代人材投資資金(経営開始型)		市の担当部課	経済環境部産業課		
				問い合わせ先	0568-44-0341		
補助金の交付を受けた補助事業者の名称				代表者名	—		
関係規定	法令	—		条例	—		
	規則等	犬山市補助金等交付規則		要綱	犬山市農業次世代人材投資資金交付要綱		
補助事業者の選定方法(公募又は特定団体)		公募により選定	補助開始年度	平成26年度	補助終了年度	未設定	
特定団体への補助の理由(公募で選定しない理由)		—					
市が補助金を交付する公益上の必要性(何をどうしたいのか)		国の農業人材力強化総合支援事業実施要綱に規定する農業次世代人材投資事業(経営開始型)の要件を満たす青年就農者に対し交付金を交付することで、青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図る。					
補助金の額 ()は一般財源の額		平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度予算		
		8,562,500 円	2,625,000 円	0 円	1,500,000 円		
		(0 円)	(0 円)	(0 円)	(0 円)		
市の補助金を使って実施した事業の内容		国要件を満たす青年就農者が自身の経営安定のための資金として活用する。					
補助金の使途		補助事業者の会計全体の決算額(支出)		—			
		うち補助事業全体の経費		—			
		うち補助対象経費		—			
		補助対象経費の内訳					
補助額の算出方法		補助率、補助額		経営開始型 個人1年1,500千円、夫婦型1年2,250千円			
		補助限度額		上記金額が国要綱にて設定されている。			
		精算の有無(変更交付)	無	その理由	国要綱にて設定された金額の給付であるため。		
補助金を交付して市が得たメリット(何がどうなったのか)		令和2年度は交付該当者なし。					
その他参考事項		補助事業者の会計全体の余剰額(繰越額)		—			
		うち補助事業全体の余剰額(繰越額)		—			
		補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無		—			

※令和2年度の実績に基づき作成しています。